

別表(第2条関係)

補助の対象		補助率及び補助限度額
事業の区分	経費の区分	
1 防災資機材整備事業	(1) 防災資機材購入経費	経費一式が3万円以上のものに対して3分の2以内とし、20万円を限度とする。
	(2) 防災資機材補修経費	経費一式が3万円以上のものに対して2分の1以内とし、20万円を限度とする
	(3) ろ水機購入経費	経費一式の3分の2以内とし、ろ水機1台(1t/h以上)につき40万円を限度とする。
2 防災倉庫及び消防施設整備事業	(1) 建設経費	経費一式の3分の2以内とし、50万円を限度とする。
	(2) 増築経費	
	(3) 改修経費	経費一式が3万円以上のものに対して2分の1以内とし、30万円を限度とする。
3 備蓄用食糧整備事業	(1) 備蓄用食糧購入経費	経費一式が3万円以上のものに対して3分の2以内とし、10万円を限度とする。
	(2) 備蓄用飲料水購入経費	
4 避難地及び避難路整備事業	(1) 避難地避難路整備経費	経費一式の3分の2以内とし、70万円を限度とする。ただし、原材料購入の補助率は10割とし、50万円を限度とする。